

## 榛名山噴火関連遺跡等活用に関する有識者会議設置要綱

### (設置)

第1条 奇跡の発掘とされる金井東裏遺跡を始め、中筋遺跡や黒井峯遺跡など、本市の各所にある榛名山噴火関連遺跡等の総合的かつ一体的な活用を図るに当たり、専門的見地等から広く意見を聴取するため、榛名山噴火関連遺跡等活用に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 榛名山噴火関連遺跡等の活用方針の策定に関すること。
- (2) その他榛名山噴火関連遺跡等の活用に関し必要な事項

### (組織)

第3条 有識者会議は、市長が認めた、学識経験者、関係行政機関及び関係団体等を代表する15人以内の委員をもって組織する。

- 2 有識者会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 有識者会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を認め、意見等を聴くことができる。

### (守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (事務局)

第6条 有識者会議に関する事務の処理は、教育部文化財保護課において行う。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。